

指定、公営機関は国鉄とか、要々公社等でございます。指定地方公営
機関は現在土地改良委員等が指定されております。そういう機関の
役員、職員が町長から任命される事になっております。この委員
の人数は三十名、任期は二年、そのうち第四条に再任委員を置くこ
とができるという事になっておりますが、置かなくても良いという
ことでもあります。これは都の防災会議の事項をそのまま載せており
ます。その他議事の運営で、一応都の条例に準じたものを作ると
いう事でございますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

一議長（高橋千春） 二いより質疑を行います。

二二二番（中村国太） 議長

一議長（高橋千春） 二二二番

二二二番（中村国太） 稲佐町の地方防火計画の作成と実施推進に因りまして理
事者に承りたいのであります。台風と風の強くなるシーズンに

大災害の発生を恐る時、加美から東に至るこの木造住宅の密集
してゐる地域が一瞬にして壊滅し、多数の尊い人命と財産を失
うという事を誰も想像した事はないと思ひます。又決して起
らないと断言できない現状でございます。町の消防力も限度があ
る事があります。そこで稲佐町の体面を幾つものブロックに区
画し、現在の空地を埋用した防火壁の建設という声もあったと
聞きました。非常に積極的な考え方である結果だと思ひます。
か、その経過などの程及進展してゐるか、もしそのままであるならば
二いに対する町長の所信を伺ひたいと思ひます。

一町長（石川常太郎） ビル等の建設につきましては今の所進んでおり
ません。もちろん非常に好ましい事ですが、いれども、今の所は進んで
おりません。

一議長（高橋千春） 二いにて質疑を結了いたします。おはかりいたします。

議案第十四号は総務委員会に付託し詳細に審議を願う事について
したいと思ひますかこいに附議ありませんか。

(附議なしと呼びかけあり)

議長(高橋千春) 附議なしと認めます。ようくさよう決定いたしました。
た。尚本件については委員会中の継続審査に付したいと思ひますか
こいに附議ありませんか。

(附議なしと呼びかけあり)

議長(高橋千春) 附議なしと認め、さよう決定いたしました。

議長(高橋千春) 日程第九福生町立学校施設設備使用条例案第
十五号を議題に供します。事務局として議案の朗読をいたさせ
ます。

一 議案事務局(野村重一) 朗読

一 議長(高橋千春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一 教育長(藤崎俊夫) 議案第十五号福生町立学校施設設備使用条例案
について説明申し上げたいと存じます。現在、福生町立学校施設使
用条例により使用を許可しておるのでございますが、この条
例は昭和五年にでき、教育委員会が定める前に制定され
たものでありまして、従つて条例の不備が相違ござりますので
原案を作成し、附提案申し上げた次第でございます。変えた点
を申し上げますと、まず題名が違つておりました。現在は福生
町立学校施設使用条例となっておりますが、もちろん使用する
場合は施設だけでなく設備も使用するものとして改正しよう
とするものでございます。第一条の目的は一般の使用条例と同じ
もので、第二条の使用許可に付きましては、現行では町長となる
おるものを教育委員会の許可を要するとしたものでござります。
第三条の使用制限で、第二項として、次の各号の二に該当する時

は、使用を許可してはならない。と新しく規定いたしました。第一号に社会教育への他公衆のために利用可能なものでなければ貸さないという原則を打立てております。第二号から第四号まで唱へておられるが、普通の使用条則でございますが、自営会館等と違つて、学校という特殊性にかんがみ、又社会教育の精神を育成するといふ意味から社会教育への他直轄公衆のために利用する時に限り使用させ、それ以外の、例えば特定の生徒、おなじは東教団体から使用を申出た場合は、学校は貸さない、公衆性でなければ貸さないという原則を打立てたものでございます。第四号は使用の停止、第五号は使用料でございますが、週日の議会に於きまして、野球場使用条則の改正を御提案申し上げまして、使用料の改正を行つたのでございまして、今回の場合も大体三倍から三倍の伏用料は改正しようとするもので、現行料金でございますと二年

間、五ヶ月程度の収入でございますが、本改正案が御議決いたゞきまゝであると大体一万円から一万五ヶ月の収入になるわけでございます。なにとぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

議長(高橋千春) このより質疑を行います。

一 応答はし。

議長(高橋千春) 質疑を結了いたします。おわかりいたします。議案第九号は総務委員会に付託し詳細は審議を願う事について、おぼろしいと思ひますか、これに御異議ありませんか。

一 異議なしと仰る者あり。

議長(高橋千春) 御異議なしと認めます。よつとさきの決定いたしました。尚本件については、国会中の継続審査に付したいと思ひますか、これに御異議ありませんか。

一 異議なしと仰る者あり。

（議長・高橋千春） 四、畢議なしと認め、ふつとさう決定いたしました。
（議長・高橋千春） 日程第十編生町印鑑条例の部を改正する条例案

議案第八号を議題に供します。事務局をして議案の朗
読をいたします。

（議事事務局・町崎重） 朗読

（議長・高橋千春） 理事者から提案理由の説明を求めます。

（助役・森田幸造） 議案第八号について、町説明申し上げます。今回
の二部改正のねりは主として字句の改正でございます。従来
印鑑条例の諸手続については、印鑑登録申請書、印鑑登録変更申
請書、印鑑記載事項変更届、印鑑登録廃止届、印鑑署名交付申請
書の上で諸手続がなされてきたのであります。事務の改善
合理化をはかるため、これを一つにまとめ、印鑑関係申請書
一つで簡単にできるように改善させたいと思つた次第

でございます。従いましてこの条例中の諸手続を勘案いたし
ました場合に、不都合が生じたので、条例からこの点をカット
し、施行規定で新たに印鑑関係申請届書に改め、印鑑事務を
迅速にはかり、住民に対するサービスとさせてまいりたいと思
ひます。また、町提案申し上げた次第でございますので、よ
ろしく御審議の上、町可決あらん事を御願いたします。

（議長・高橋千春） このより質疑を行います。

（畢議なしと呼ぶ者あり）

（議長・高橋千春） このに、質疑を終結いたします。おわかりいたします。
議案第八号は原案通り決するに、四、畢議ありとせん。

（畢議なしと呼ぶ者あり）

（議長・高橋千春） 四、畢議なしと認めます。さうで、議案第八号は
原案通り可決いたしました。

「議長(高橋春) 日程第十一福生町表彰条例に基く自給表彰について
議案第八十号を議題に併しめます。事務局をして議案の朗
読をいたさせます。」

「議事事務局(野崎重) 朗読

「議長(高橋春) 理事者から提案理由の説明を求めます。」

「助役(森田幸造) 第八十号議案について説明申し上げます。本年
の福生町の表彰条例に基く表彰者は三人で、内提案申し上げまし
た瀬古前町長、川窪前助役の各名でございまして、瀬古前町長は
昭和十五年二月、川窪前助役におきましては昭和十五年五月に自
給表彰に該当するわけでございます。週日審査委員会を附催
いたしまして、その答申に基きまして、最も適したものと存じ仰
提案申し上げた次第であります。よろしくお願いたします。」

「議長(高橋春) これより質疑を行います。」

「十八番(大野付夫) 議長

「議長(高橋春) 十八番

「十八番(大野付夫) 町長の説明には表彰条例に基いてやるという事は、け
っこうだと思っております。しかし瀬古代に於いては、週日の選考
にからんだ問題がまた検査当局の結論も出ずおられない状態で、
先日の金協で予算問題から新聞にも一億何千万の赤字だとい
う見出しがござい、町民は又前の事を強り返して、このような
結果に於いては如何かという声も相当あるわけでありませう。
その時に於いて、個人的には、最前の方を多めに表彰を受けな
わけですか、私は前の問題が解決してないのに出すという事は、偏
に如何の如何なわけかと云えなわけでありませう。それに対して
いくまでも規定であるからとして、こうしたのであるにしても、主
なる人々、是非表彰したいという意味から出したのである。」

いづれ明確な回答を求めたいと思います。

「町長(石川常太郎)」私は横古前町長が書類送達されたという噂を聞きまして、又新聞も拝見いたしました。大いなるご心配なところ、もういふことがない。又新聞も拝見いたしました。また送達されたままだと思っております。もういふことがない。何かおのづかひはないかという事は過程の問題でありまして、はきりしてからならよいと思えます。しかし過程の問題であり、私の考えでは早い方がよいのはおのづかひと私の上場としてお答えをいたします。

「十八番(大野村夫)」議長

「議長(高橋千春)」十八番

「十八番(大野村夫)」問題が解決してない事は事実であり、最前のもう受けをわけてあります。そのまゝのまゝ加味して決めた方がよいのはおのづかひと承ります。委員会が決めたから出したという表面

的にやるのではなく、表裏をきく必要があるという事ならあるまでも個人の名誉を称えざるのみ私どもではおのづかひと承ります。

「十八番(神野勝彦)」暫時休憩願います。

(「昇議なし」と呼ぶ者あり)

「議長(高橋千春)」休憩の音がなりました。お賛成の方もあります。そので暫時休憩いたします。

休憩 午前十一時十分

用議 午前十一時三十分

「議長(高橋千春)」休憩前に引き続き会議を行います。議案第一号は、おのづかひと承ります。議案第二号は、おのづかひと承ります。

「十八番(神野勝彦)」議長

「議長(高橋千春)」十八番

「十八番(神野勝彦)」本件についてはいろいろ議論の余地があるようにおのづかひと承ります。

しかし条例に基き、提出されるものは表決委員会并に功りて
討議されてからと想いますし、議会側からも委員会に出席されてお
おはす必要がありますので、さしつかえはあつたらぬ説明願いたいと思
います。

二十番(大久保一郎) 議長

議長(高橋千春) 十一番

二十番(大久保一郎) 十一番議員さんから表決審査委員会の審議内容
について説明願いたいという事で、お一人として申し上げますか
審査委員会の内容について申し上げる事はどうかと思ひますか、や
はりこうした点もはっきり申し上げ、即審議願った方が良
いといふと思ひます。審査委員会におきまして、ただいま
御発言の内容で十分論議がかわされておりますし、意見もほ
んど入つておると思つておられ、こういう過程で町長の強い

意見對を融合いたしまして、このような結果になつておられますこ
とを仰るは願ひば幸いですと思ひます。

二十番(大野行夫) 議長

議長(高橋千春) 十八番

二十番(大野行夫) 十八番の説明でやはり入つてくるのは、ついでに
のどろく、町長としても、入つておられる事であつて、仮に條
察方の問題が思ひなつた時には、その功勞勲は誰かもううのか、
入つてくる問題も、発展してくると思ひます。現在、はっきりしてい
ない問題を、条例にあらわすという事ですが、足を引くわけであら
うか、入つたものに対して、又、やめという方法があるか、あくまで
あつてしまつた状態で表決するの、最高の賄りものには、おのづか
ら思ひます。入つてくる意見で、私は賛成しかねるわけであり、

二十番(大野行夫) 審査委員会を九日に用き、これは町長の総務機関で

ございます。当日私は用事がありまして、一時席をはずしておりましたけれども、委員会が要請がありましたので途中から参加いたしました。ただいまの御質問のようは意見がございまして、町長としましての意見はどうみえる事でしたか、私は後任者として私といたしましては、おのれも当然と申し上げましたし、不測の事態が起った場合は衆議院の通り返していただく事も申し上げました。表参審査委員会としても表参しかるべしという結果をいただきましたので御提案申し上げたわけでございます。

二十八番(大野行夫) 議長

一議長(高橋千春) 十八番

二十八番(大野行夫) ただいまの答弁をいくと表参した後、思ひなつた場合は又とあるというようには、人は生はんか事やおのれが最初からやらない方がよい。やはり立派な人だからやれというよう

には、さうするべきが当然で、私はとうがんの間、保留にした場合の方が良いと思います。

一十五番(堀野鉄太郎) 議長

一議長(高橋千春) 十五番

一十五番(堀野鉄太郎) 表参につきましたは、さうな側になつた場合を承知していただくべきであらうと承知します。このようにいろいろ疑惑の面や、過程に於いて表参さへて心よく受けるだつたか、町長の立場も非常に苦しいと思ひます。結果によつてはお返していただくというようはお話しですが、さういう事は容易にできる問題ではございません。議にもあるように、猶も鈴をつけに行くわけなどにあるだつたか、さういふ点から本件についてはどうみえるか承知していただくという事で保留にして置いた方がよいと思ひます。

主番(中村国太) 議長

一、議長（高橋千春） 二十三番

二三番（中村國太）瀬古前町長に笑しま、議員右位には、いろいろ批評なり
思ひ感等あり、いふ事と思ひます。町発展につくした数々の業
績は、なん人も否定できなないのであります。そこで個人に対して
という事より、前町長というものに対して、自分表彰を送る事、
は賛意を表する次第であります。ただいま大野議員さんからの
御意見もありますので、本件については保留にしてみました。
たいと申しております。

二十番(石川信義)議長

一、議長(商榷于春) 七番

二十番（石川信義） 本件について、臨時町条例に基き、表勅審査
委員会とすもの故であり、従ひまして、議会側からは

福生町議会

議長及び各常任委員長は出席され、人の席とて十分の御審議された結果、こういう事になったものと承えます。従つて本件は同意するでございますのやうにわかれ申し上げられます。表勸審査委員会に付きましては先程大久保委員より報告がありました通り、慎重審議された結果としてこの同意を承へておいたものと承えます。私は本件については表勸審査委員会の方を信頼いたしまして私は同意するものでござります。

二十五番（堀野鉄之助）昨年本では国保と財の隣組長の慰問会を兼ねてやう切りましたが、なるべく多くの方々の席上で、立派な事をしてくださったという席に切らうやういふなら良いのであか、
 いろいろ異論もありますので、いろいろ事も加味していただきたいと思います。これは同意方であり、みな意見を取り上げたい。

さましまやうまいたゞさういふと云ふ事。

二十番(石川信義) 議長

一議長(高橋春) 二十番

一七番(石川信義) 理事者側といたしましても表参審査委員会の
答申に基きまして同意を出したという意見がありました
通り、この件についてどうしよう事になりまふとやはり
暫時休憩して審議する必要ありと存じます。

一十番(大久保一郎) 議長

一議長(高橋春) 十番

一十番(大久保一郎) 私の説明が足らずお聞き苦しい点があったと
思ひますので、審査委員会におきても堀野議員のいうような
意見も出たおありまして、できなればこのまま置いて来年
という訳も審議され、結論的には町長の意見を聞こうという



事や町長としては過去の実績は当然認められざるべから
ず、是非表参したいという強い御意見がありましたので委員
会としては、こういう結果が出たわけでありまふ。町長の
意見とすものも、今後町の行政運営をしていく上の特も大
さく影響してくるのではなからうかと思ひますので、町長の
堅い意見とすべく又、寛何も入らうという事で、委員会として決
定したわけでありまふので、その点お聞き願ひまふ。
御同意願ひなば幸いだと思ひます。

一議長(高橋春) 暫時休憩いたします。

休憩 午前十一時三十八分

開議 午後 一時十八分

一議長(高橋春) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第九号に對し、町長から説明がありますのでよろしくお願ひ